指定管理者の候補者の選定結果概要

<table>
<tr><td colspan="3">施設名称</td><td colspan="3">長浜北部福祉ステーション</td></tr>
<tr><td colspan="3">施設所管課</td><td colspan="3">健康福祉部高齢福祉介護課</td></tr>
<tr><td colspan="3">施設概要</td><td colspan="3">所　在　地：滋賀県長浜市神照町２８８番地１
構造・面積：鉄筋コンクリート造　平屋建
延床面積　１，０３３．２５㎡
開 設 年 度：平成１２年度
施 設 内 容：デイサービスセンター
高齢者福祉センター</td></tr>
<tr><td rowspan="5">募集概要</td><td colspan="2">募集方法</td><td colspan="3">公募</td></tr>
<tr><td colspan="2">募集要項配付期間</td><td colspan="3">平成３０年　９月　３日～平成３０年１０月　３日</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請書類受付期間</td><td colspan="3">平成３０年　９月２６日～平成３０年１０月　３日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">募集内容</td><td>指定期間</td><td colspan="3">平成３１年　４月　１日～平成３６年　３月３１日（５年間）</td></tr>
<tr><td>指定管理業務内容</td><td colspan="3">①　長浜市福祉ステーション条例（平成１８年長浜市条例第１１２号）（以下「施設条例」という。）第３条第３号に掲げる事業の実施に関する業務
②　施設条例第３条第２号及び第６号に掲げる事業の実施に関する業務
③　施設条例第３条第４号に掲げる事業の実施に関する業務
④　その他介護保険の保険給付として行う事業に関する業務
⑤　管理施設（附帯設備を含む。）の維持管理に関する業務
⑥　管理施設の使用許可に関する業務
⑦　管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
⑧　その他市長が必要と認める業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定管理料限度額</td><td colspan="3">平成３１年度　　９，０７９，０００円
平成３２年度　　９，０７９，０００円
平成３３年度　　９，０７９，０００円
平成３４年度　　９，０７９，０００円
平成３５年度　　９，０７９，０００円
※　この額は、現行の消費税率（８％）に基づき積算している。協定の締結及び支払いにおける指定管理料の額は、その時期に応じた消費税率で計算し直したものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">応募状況</td><td colspan="3">申請者（合計１者）</td><td rowspan="2">共同申請の場合の構成</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td>名称</td></tr>
<tr><td>申請者</td><td>長浜市湖北町速水２７４５番地</td><td>社会福祉法人
長浜市社会福祉協議会</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">審査の概要及び結果</td><td colspan="2">審査方式</td><td colspan="3">長浜市指定管理者選定委員会第１委員会において、指定管理者指定申請書の審査や申請者へのヒアリング等を実施するとともに、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">選定委員会委員</td><td colspan="3">本城　善男　（本城税務会計事務所　税理士）
澤田　純子　（滋賀県湖北健康福祉事務所（長浜保健所）次長）
長谷川　隆浩（長浜市健康福祉部　次長）
織田　里美　（福祉事務所長兼社会福祉課長）
石田　孝男　（公募委員）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6"></td><td colspan="2"></td><td>松田　武彦　（公募委員）</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査経過</td><td>第２回選定委員会（平成３０年８月６日開催）
　施設所管課から指定管理者の募集概要の説明を受け、募集要項、仕様書等を審査し、募集方法及び審査基準を決定した。
第４回選定委員会（平成３０年１０月３０日開催）
　申請者の申請書の審査及びヒアリング等を実施し、審査基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適否を判断した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査基準</td><td>１　事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。
２　事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
３　公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
４　事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
※　上記１～４のほか、現指定管理者の管理運営実績の評価を反映させた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審査結果</td><td>指定管理者の候補者</td><td>社会福祉法人　長浜市社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td>審査結果及び理由</td><td>【審査基準に基づく採点結果】
<table>
<tr><th>審査基準</th><th>配点</th><th>申請者の点数</th></tr>
<tr><td>審査基準１</td><td>３０</td><td>２４．３３</td></tr>
<tr><td>審査基準２</td><td>７５</td><td>５６．８３</td></tr>
<tr><td>審査基準３</td><td>２５</td><td>１９．８３</td></tr>
<tr><td>審査基準４</td><td>５０</td><td>４１．１７</td></tr>
<tr><td>審査基準５</td><td>１０</td><td>７．３３</td></tr>
<tr><td>（現指定管理者の実績評価）</td><td>１０</td><td>０．００</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>２００</td><td>１４９．５０</td></tr>
<tr><td>(参考)１００点換算割合</td><td>１００</td><td>７４．７５</td></tr>
</table>
【理由】
　職員の適正な配置、また、これまでの管理運営実績や、人材確保に向けた更なる努力は一定の評価ができ、今後も地域との連携及び適切な施設管理が行えると認められることから、指定管理者の候補者として適当と判断した。
　また、委員からは更なる経営努力を求める声の他、人材確保等が厳しいことを踏まえ、定期昇給等の職員待遇の改善への意見があった。
　地域福祉のパイオニアとして、今後も地域を支える福祉の拠点として事業運営に努めていただきたい。</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">市が選定する指定管理者の候補者</td><td>社会福祉法人　長浜市社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td>長浜市指定管理者選定委員会第１委員会の審査結果をふまえ、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条各号のいずれにも適合し、最も適切に管理を行うことができると認められるため、上記の団体を長浜北部福祉ステーションの指定管理者の候補者に選定し</td></tr>
</table>

	た。